

青少年を 暴力団から 守るために

暴力団の実態とは？

暴力団から青少年を
守るためには？



暴力団は、通称『ヤクザ』、『極道(ごくどう)』と呼ばれ、市民が守るべき法律や社会のルールを無視し、金になることなら何でもやる『犯罪者集団』です。暴力団は、社会経験が浅い青少年に狙いをつけ、薬物の使用・密売や、青少年に悪影響を及ぼす犯罪、資金を獲得するために恐喝事件などを起こしているほか、組織の若返りや勢力の維持・拡大を目的として、組織へ加入させるための勧誘を行っています。青少年を暴力団から守るためには、暴力団の実態と守るための対策を知ることが極めて重要です。

静岡県警察

SHIZUOKA PREF. POLICE

暴力団の実態 ～元暴力団員Aの体験談①～

親子関係でがんじがらめ

暴力団は、親分、子分が盗を交わして親子の関係になる。この関係は絶対で、親分が黒といえば白も黒になるし、「抗争相手を殺せ。」と言われたら必ず実行しなければならない。だけど逆に抗争相手に殺されるかもしれないし、失敗したら「指詰め」みたいな厳しい掟もある。だから絶対失敗は許されなかったよ。



見栄とハッタリ

組に入れば、金に困らないし、いい車に乗れて、女性にもモテるなんて言われて誘われたけど、嘘ばかりだ。いい格好ができるのは、親分や兄貴分だけで、しかもうわべだけ。下っ端は稼いでも上納金として組にお金を吸い上げられるだけで、いつもピーピーしていたよ。



自由はない

組に入ると、新人はすぐに「部屋住み」として住み込みで組事務所の当番をやられる。一日中事務所の電話番、掃除、炊事、組長や幹部の世話など使いつぱしりばかりやられる。曜日なんて関係ないから休みなんてないし、自由時間はまったくなかったよ。



生活は苦しい

暴力団員に給料なんてない。昔は、飲食店などから、用心棒料を取って稼げたが、今じゃ『暴力団対策法』や『暴力団排除条例』ができて難しくなった。ちょっと脅せばすぐ警察に捕まってしまう。だけど組への上納金は払わなければならない。暴力団は金のために犯罪でもなんでもやる組織だから、普通の生活なんてできないよ。



入れ墨は消えない

「入れ墨を入れたら一人前。」なんて言われて、痛いのを我慢して入れたけど、組をやめても入れ墨は一生消えない。今でも人の視線が気になるし、家族でプールや温泉に行くこともできない。入れ墨は組をやめさせないための手段でもあったんだ。



覚せい剤でボロボロ

暴力団のシノギ(稼ぎ)に違法薬物の密売もある。しかし実際は「警察に捕まるかも。」「抗争相手にやられるかも。」「組長や兄貴にシメられるのではないか。」などいつもビクビクしていて自分で使ってしまうヤツも多いんだ。シャブ(覚せい剤)を使えば、体や神経がボロボロになり最後は廃人さ…。



離脱したいが…

暴力団の親子関係は実の親子以上の関係だから、簡単にやめさせてはくれない。組抜けするにははじめとして、「法外な金」を取られるし、「指詰め」も要求される。それもいやで逃げ出しても家族に危害が加えられないか心配で、組を抜けたくても抜けられないヤツがたくさんいるんだ。



今じゃ排除される身

今は有名なタレントだって暴力団との関係が原因で引退に追い込まれる時代。最近の暴力団排除の流れは本物だ。組員だと銀行口座もつけれないからとても不便だし、ホテルも利用できない。ゴルフ場からだって排除されるから、偽名でプレイするヤツもいて、バテて警察に捕まっている。暴力団なんて馬鹿馬鹿しくてやってられないよ。



①暴力団が少年を狙う理由

最近では警察の取り締まりが厳しくて、若い組員もたくさん捕まっている。若手が減って、暴力団も高齢化しているんだ。だから暴力団は少年を狙って巧みに勧誘をしている。組の手足となってこき使える組員が欲しいんだ。ヤミ金の勧誘や取立て、振り込め詐欺など若い人手はいくらでも必要だ。それらの犯罪に必要な携帯電話や銀行通帳、キャッシュカードの名義人としても少年は使えるし、いらなくなれば使い捨てればいい。



②暴力団が狙うのは「スキ」のある少年

一言で若いヤツといってもやたらに声はかけない。普通のヤツは耳を貸さないし、警察にタレこまれても困るからな。狙うのは、夜中にフラフラ盛り場をうろついているヤツ、ヤクザでもないのに遊び人風のヤツ、やけになっているようなヤツ。そういう少年は声を掛けやすい。声を掛けるのは簡単だ。例えば「飯おごるぞ。」「事務所に行こう。」「ちよっと電話番頼むよ。」「ちよっと仕事手伝ってくれよ。」とか適当に言って事務所に連れて行けばこちらのもの。あとは組員へ一直線さ。借金を背負わせて、がんじがらめにする手もあるな。



③暴走族は絶好のターゲット

暴走族は、暴力団がバック(後ろ盾)についていることが多い。他のグループとケンカになったら「うちのバックは〇〇組だ。」とか言って相手をびびらせる。もちろん暴力団がタダでそんなことはしない。「後援会費」とか「ケツ持ち料」とか言って、毎月きっちり金を払わせる。暴力団には暴走族出身も多いから、誘うのは簡単だ。暴力団にとって暴走族は、組員と金の両方を集められる絶好のターゲットだ。



④少女も餌食になっている

最近では携帯電話の出会い系や自己紹介サイトなんかもいいシノギ(稼ぎ)のネタになっている。アクセスしてくる少女たちを組とつながりのある風俗店なんかで紹介するのさ。少女たちも金が稼げるから年齢をごまかして働いているが、こっちは18歳未満だってことは百も承知さ。用心棒料のような従来のシノギがきついから、今じゃあ少女だって重要な資金源になっているよ。



暴力団からの誘いを断るために ～元暴力団員Aの体験談③～

①暴力団に誘われたときの対応方法は？

「甘い誘いには乗らない。」が一番、そしてすぐについて行かないこと。勧誘は、声を掛けたときが勝負だから、すぐにイエスと言わないヤツは誘いにくい。「お断りします。」「友人と相談します。」なんて言うヤツはまず無理だ。学校、警察に相談するようなヤツもいるから、声を掛ける相手の見極めが難しい。強引に勧誘されても、すぐに返事をしないこと。警察、学校、弁護士、暴追センター（静岡県暴力追放運動推進センター）に相談すること。



②もしも暴力団に加入させられそうになったら。

暴追センターに相談するのが一番だ。暴追センターや警察等に相談すれば、いい知恵を貸してくれる。暴力団が組抜けを妨害しようとするれば、その暴力団組員に「脱退を妨害してはならない。」という中止命令を出してくれる。少年を暴力団に勧誘することにも中止命令を出してもらえるから、強引に勧誘されたり、組から抜けたりしたときは、自分1人で悩まないで、警察、暴追センター、弁護士に相談することが大事だ。



暴力団の被害に遭わないために ～学校関係者等の皆様へ Q&A～

Q なぜ、青少年に対して暴力団に関する教育が必要なのですか。

A 青少年は、まだ社会経験が浅い上に、暴力団を美化するような漫画、雑誌、映画等から悪影響を受けるおそれがあります。また、暴力団員である先輩と付き合うなどして、暴力団に対して憧れを持つ青少年もいます。そのため学校や地域社会において、青少年に対して、暴力団の悪質性や危険性を正しく伝えて、暴力団犯罪に巻き込まれたり、暴力団に加入したりすることを防止するための教育を行う必要があります。

Q どのような青少年が暴力団に狙われるおそれがあるのですか。

A 昼夜を問わず遊び回ったり、暴走族グループに入っているなど、非行や不良行為を行う少年が狙われるおそれがあります。暴力団員は、こうした青少年に対し、表向きには理解を示したフリをして、飲食代金を払ったり、小遣いを渡すなどして近づいてくるので、社会経験が浅い青少年は「カッコいい」「自分のことを分かってくれる。」などと勘違いして暴力団に入ってしまうといった事例が多くあります。また、学校や暴走族グループの先輩・後輩の関係を利用して無理矢理組織に引き込もうとするケースもあるので、注意する必要があります。

Q 青少年が被害に遭っている暴力団犯罪には、どのような事件がありますか。

A 暴力団員は、青少年に対して言葉巧みに覚せい剤等の薬物を使用するよう勧めたり、売春を強要するなど、青少年に悪影響を及ぼす犯罪のほか、暴走族などのグループから不当に集金を行うなどして暴力団組織の資金源としています。また、実際に、高校生に暴力団事務所の電話番号をさせていたり、18歳未満の少女を性風俗店の従業員として働かせていた事例があります。

Q 青少年が暴力団の被害にあった、あるいは暴力団に誘われていることを知った場合、どうすればいいですか。

A まずは、一刻も早く警察、暴追センター等に相談するようアドバイスし、必要により先生方自身も警察に相談してください。日頃から青少年に対して、暴力団の悪質性や危険性を伝えるとともに、誘われた場合の対応方法として、1人で悩んだりせず親や先生、警察等に相談することを十分指導してください。また、青少年が暴力団の被害に遭わず、暴力団に加入しないためにも、先生方が暴力団排除の必要性を正しく理解していただけるよう、警察はタイムリーな情報提供を行うなどサポートもします。

静岡県警察本部 組織犯罪対策課

tel.054-271-0110

静岡県暴力追放運動推進センター

tel.054-283-8930

静岡県警察
SHIZUOKA PREF. POLICE

<http://www.police.pref.shizuoka.jp/>

詳しくは

警察、暴追センター等が全面的にバックアップ

どんな些細なことでも結構です。下記連絡先、もしくは最寄りの警察署までご相談下さい。県民みんなで団結して活動しましょう！

0120-54-8930

